

一、健康保険法改廢ノ件（可決）  
 市從 植田 義一  
 療養期間ハ百八十日トナツテ居ルガ特殊ノ病氣（肺病等）ハ

員ハ互選デアルガ名古屋ハ官選デアル、然シ從業員ノ爲メニ  
 行動スルニハ互テナケレバナラヌトシテ我々ハ當局ト交渉シ  
 テ居ルガ當局ハ認メナイ、故ニ此大會ヲ通ジテ互選方法ヲ獲  
 得シタイ

實行方法 中央委員會一任

一、三陸軍職工規則第二十一條及第二十三條改正ニ關スル件（可決）

說明 名向 加藤 甚内

公務ニ基因セザル傷病、疾病ニ因リ三ヶ月間欠勤シタル者ハ  
 解雇サレル六ヶ月ニ訂正サレタイ、又二十三條ノ父母配偶者  
 死亡ノ場合忌引三日間トアルヲ七日間ニ訂正方ヲ要求スルモ  
 ノデアアル

一、三健康保険法改廢ノ件（可決）

說明 市從 植田 義一  
 療養期間ハ百八十日トナツテ居ルガ特殊ノ病氣（肺病等）ハ

昭和十一年八月  
 大日本労働組合連合会  
 東京本部